

令和3年度道内アイヌ関連施設来訪意欲促進事業委託業務
企画提案説明書

1 業務の目的

アイヌ文化の活性化とアイヌ文化を核とした地域の振興を図るため、令和2年度に制作したPR動画を効果的に配信するとともに、新たに道内のアイヌ関連施設やアイヌ文化に係る特設WEBサイトの開設、運営や無料情報誌を作成し配布することにより、ウポポイを始め道内のアイヌ文化にゆかりのある地域への興味を高め、来訪を促進する。

2 業務の内容

(1) ウポポイなどアイヌ関連施設動画を活用したPR業務

ア テレビCMによるPR

次の映像素材を活用し、効果的な内容を発信すること。ただし、放送期間は延べ1ヶ月以上、放送回数は延べ70回以上（総合篇（30秒版）を使用の場合）とすること。

時間	エリア	撮影施設	タイトル
15秒 ／ 30秒	総合篇	ウポポイ（民族共生象徴空間） 平取町二風谷アイヌ文化博物館 平取町アイヌ工芸伝承館ウレシパ 阿寒湖アイヌコタン 川村カ子トアイヌ記念館 函館市北方民族資料館	アイヌ文化をめぐる旅 AINU MUSEUM TRIP 総合篇
各 180 秒	総合篇【日本語】 総合篇【英語字幕】 総合篇【中国語繁体字字幕】 総合篇【中国語簡体字字幕】 総合篇【韓国語字幕】	ウポポイ（民族共生象徴空間） 平取町二風谷アイヌ文化博物館 平取町アイヌ工芸伝承館ウレシパ 阿寒湖アイヌコタン 川村カ子トアイヌ記念館 函館市北方民族資料館	アイヌ文化をめぐる旅 AINU MUSEUM TRIP 総合篇
各 56 秒	ウポポイ篇	ウポポイ（民族共生象徴空間）	アイヌを学び、体験し尽くす旅 in ウポポイ（民族共生象徴空間）
	道央篇	平取町二風谷アイヌ文化博物館 平取町アイヌ工芸伝承館ウレシパ	アイヌの伝統と匠の技に触れる旅 in 平取町二風谷
	道東篇	阿寒湖アイヌコタン	アイヌ古式舞踊に出会う旅 in 阿寒湖アイヌコタン
	道北篇	川村カ子トアイヌ記念館	アイヌとの対話を深める旅 in 川村カ子トアイヌ記念館
	道南篇	函館市北方民族資料館	アイヌの歴史を知る旅 in 函館市北方民族資料館

なお、映像素材は、YouTubeチャンネル (https://www.youtube.com/channel/UCiSpG3CKr0aYz56TrmWa8_g) にて閲覧可能であるが、企画提案検討者からの申込みにより、同素材を記録した媒体を貸与することは可能である。

イ オンライン動画共有プラットフォームにおける広告

上記の映像素材を活用し、効果的に発信すること。ただし、出稿期間は延べ3ヶ月以上（総合篇（15秒版）を使用の場合）とすること。

ウ その他

各種イベントなどでの上映など、当該動画を活用し効果的にPRできる独自又は連携企画があれば提案すること。

(2) 特設WEBサイトや無料情報誌によるPR業務

ア 特設WEBサイトの開設によるPR

上記(1)の映像素材の内、総合篇（180秒・日本語及び各国語字幕）及び道内5地域

各編（56秒版）の閲覧を可能とし、各施設の基本情報の提供を含めた特設WEBサイトを開設し、本業務の実施期間中、効果的に運営すること。

イ 無料情報誌の配布によるPR

ウポポイなど道内アイヌ関連施設の機能やセールスポイントを発信する無料情報誌を作成し、多様な層が入手可能となり、効果的なPRとなる配布場所、配布時期を企画し実施すること。ただし、カラー印刷にて15万部以上作成し、完成後は成果物として印刷物及び電子データにより提出すること。

また、無料情報誌には道内アイヌ関連施設に係るWEBサイトへのリンク情報（QRコードやURL）を掲載すること。なお、対象施設や具体的作業内容等の詳細については別途協議する。また、道内アイヌ関連施設については、（公社）北海道観光振興機構HP「アイヌ文化伝承拠点」（https://ainu-guide.visit-hokkaido.jp/cultural_tradition_base/）も参照のこと。

(3) その他

ア 上記業務のほか、ウポポイなど道内アイヌ関連施設への来訪促進やウポポイの開設効果の地域波及に資する独自又は連携企画があれば提案すること。ただし、単に道内アイヌ関連施設の入場券等を配布（プレゼント）するのみの企画は対象外とする。

イ 本業務の実施内容、時期、期間については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して適切に対応すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア 業務に当たっては、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

ウ 事業の効果を高めるため、応援企業等との協働による取組の推進・調整に務めること。

エ 新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針等踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。

オ 業務に当たっては、著作権等を調整の上、既存の広報素材の利用を妨げないこと。また、使用媒体や広報対象に応じて、作成又は加工し利用する際には、事前に委託者と協議すること。

4 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した報告書等を次のとおり提出すること。

(1) 本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体1部（A4版）（様式は本委託業務処理要領に添付）

(2) 当該委託業務の処理成果を記載した報告書

電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体3部（A4判）

(3) 上記2（2）イに基づいて作成した無料情報誌の電子データ及び印刷物

電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体3部

(4) 著作権等

本委託業務における成果品（データ）の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」とい

う。)であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報等それぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

6 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

ア 業務を実施するにあたり、ウポポイなど道内のアイヌ関連施設やアイヌ文化などに関する知識を有しているか。

イ 動画や無料情報誌などを活用した広告宣伝業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

ウ 実施スケジュールが適切であるか。

エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

ア ウポポイなどアイヌ関連施設動画を活用したPR業務

（a）テレビCMの放送期間、時間帯及び回数等について、より多くの方に視聴される内容となっているか。

- (b) オンライン動画共有プラットフォームにおける広告の出稿時期や対象動画について、より多くの方に視聴される内容となっているか。
- (c) 当該動画を活用できる独自又は連携企画に関する提案がなされた場合、本業務の目的を達成するための効果的な提案となっているか。
- イ 特設WEBサイトや無料情報誌によるPR業務
 - (a) 特設WEBサイトにおいて各映像素材の閲覧及び各施設の基本情報が入手可能であり、かつ効果的に運営されているか。
 - (b) 無料情報誌について、ウポポイなど道内のアイヌ関連施設の機能やセールスポイントを効果的に紹介し周遊意欲につながる内容とし、かつアイヌの歴史や文化の魅力を正しく、理解しやすい内容で紹介しており、より効果が高いものとなっているか。
- ウ その他
 - (a) 上記業務のほか、独自提案がなされた場合、ウポポイなど道内アイヌ関連施設への来訪促進やウポポイの開設効果の地域波及に効果的な提案となっているか。
 - (b) 業務の実施内容、時期、期間について、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して適切に対応することになっているか。

7 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

8 予算上限額

50,930千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

委託契約日から令和4年3月22日（火）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出方法

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和3年5月24日（月）17時必着
- イ 提出場所 (4)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
- エ 提出様式 別添1のとおり
- オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和3年6月11日（金）17時必着
- イ 提出場所 (4)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
- エ 提出様式 別添2のとおり
- オ 提出部数 9部（法人名等については、1部のみに記載し、残り8部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 主査 伊勢 正敏

電話 011-231-4111 (内線 24-136)

FAX 011-232-4107

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(4)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容については、ヒアリングを行う。
ただし、提出者が6者以上の場合には、書類による一次審査を行う。その場合、審査に通過した提案者にのみ、プロポーザル審査会（ヒアリング）の日時を通知する。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。